



# 後期高齢者医療制度「保険料率改定」のお知らせ

平成24年度および平成25年度の保険料率（被保険者均等割額・所得割率）が決まりましたので、次のとおりお知らせします。なお、保険料率は2年ごとに改定を行うことになっています。

**被保険者均等割額 48,900円**（被保険者全員が等しく負担）

**所得割率 9.51%**（被保険者が所得に応じて負担）

## 【保険料の計算方法】

**保険料 = 被保険者均等割額 48,900円 + [(総所得金額等 - 33万円) × 所得割率 9.51%]**

被保険者均等割額と所得割額を合計して個人単位で計算します。保険料の上限は年額55万円です。

## 【保険料の軽減】

所得の低い方および国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

### 被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない（年金収入80万円以下）	9割
33万円以下	8.5割
33万円+ (24万5千円×世帯主以外の被保険者数) 以下	5割
33万円+ (35万円×被保険者数) 以下	2割

### 所得割額の軽減

被保険者の基礎控除（33万円）後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

基礎控除（33万円）後の総所得金額等	所得割の軽減割合
58万円以下	5割

### 被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。

均等割額	所得割額
9割軽減	負担なし

問い合わせは ながいき課（☎22-8064）または徳島県後期高齢者医療広域連合（☎088-677-3666）へ

美しいあなを求めて ～下水道～

連載⑩

## 公共下水道の供用開始区域が4月1日から広がります

公共下水道を使用できる区域（供用開始区域）に該当する方は、早期に下水道への接続をお願いします。

一定期間内に下水道へ接続される方（新築を除く）には、助成金制度を設けておりますので併せてご利用ください。

接続工事については、必ず排水設備指定工事店（市ホームページ掲載）に依頼をお願いします。

また、平成24年度供用開始区域の土地について、受益者負担金の徴収猶予を受けられている方は、未供用による猶予が取消しとなり、8月から徴収開始となりますのでご確認ください。

なお、平成23年8月以降、土地の売買や相続等により受益者が変更になっている場合には、下水道課までご連絡ください。

問い合わせは 下水道課（☎22-1796）へ

